

# 私学と兵役の關係に関する一考察

—同志社を事例として—

小 枝 弘 和

## 一、はじめに—先行研究と課題

一九四三年（昭和一八）十月一日に勅令「在学徴集延期臨時特例」が即日施行され、二十歳以上の学生らに認められていた徴兵猶予が停止し、学徒出陣という事象が生じた。それから二〇一八年（平成三〇）で七十五年となった。これまで多くの大学において、この事象の実態を調査する試みが続けられ、成果が出版されてきた。近年の一例を挙げると『法政大学と学徒出陣』（法政大学史委員会編、法政大学、二〇一七年）、『専修大学史資料集第七卷—専修大学と学徒出陣—』（専修大学編、二〇一五年）、『文系私立学校における学徒出陣の基礎的研究研究成果報告書』（専修大学総務部大学史資料課、二〇一七年）などがある。また、二〇一八年十二月一日から二日かけて慶応義塾福澤研究センターが「慶応義塾と戦争」をテーマにシンポジウムと五年間の研究蓄積の報告を実施した。「慶応義塾と戦争」では、モノと情報の収集だけでなく、その分析手法に関する試みなどが報告され、戦争と学校に関する多角的な研究が進められつつあることが示された<sup>1)</sup>。また、西山伸氏は学徒出陣という事象

が起る前に四つの段階があるとして、①一九三九年（昭和一四）の兵役法改正による徴集延期年齢の上限引き下げ、②一九四一年（昭和一六）の高等教育機関の在学・修業年限短縮、③一九四三年（昭和一八）夏の陸海軍による飛行機搭乗員の大量募集、④同年十月の「在学徴集延期臨時特例」公布を指摘し、<sup>②</sup>学徒出陣という事象にとどまらず、そこに至る経緯に着目した論考を既に発表している。<sup>③</sup>このように、戦時下の学校史研究はひとつの事象に関する原因や要因を多角的に考察する段階に移りつつある。

ただし、戦時下の研究で特に留意すべきは、あらゆる事象が大日本帝国憲法第二十条に明記された兵役の義務が存在した時代に起こったことである。そして、その兵役は、勅令や各種法令により猶予規定を含めたその具体的内容が定められ、基本的に官立及び府県立の学校への適用は前提とされた。一方、私学の場合、<sup>④</sup>その勅令や各種法令への対応は、時代や場合によっては各学校の裁量に依った。そのため、その選択によっては学校経営に甚大な影響を及ぼす事例が見られ、研究の対象とされてきた。先行研究では、私学の中でも特にキリスト教系の学校は、兵役の義務とその猶予規定の適用あるいは維持のために、互いに連関しながら各個が独自の判断を行い、兵役への義務を対応したことが指摘されてきた。その際に対象とされてきた事象は、学徒出陣という事象を除けば、一八九九年（明治三二）公布の「私立学校令」に付随して出された文部省訓令十二号への対応、そして、一九二五年（大正一四）公布の勅令「陸軍現役将校学校配属令」に伴う配属将校受け入れ後の影響の二点である。前者の文部省訓令十二号へのキリスト教系学校の反応についてまとめた論考の一つに『明治学院百五十年史』の第二章第二節「文部省訓令一二号と明治学院」がある。<sup>⑤</sup>文部省訓令十二号とは、勅令「中学校令」に則して徴兵猶予を適用された学校に対して宗教教育を禁じる内容であり、キリスト教系学校は互いに連関しつつも、各個の判断で訓令へ対応したことがこの論考からわかる。同志社の場合は、「中学校令」に沿った同志社中学校を、

同令に沿わない同志社普通学校として開校することで訓令の影響を避けた。<sup>(6)</sup>

このような訓令による各学校の対応を主とする考察は、私学における徴兵猶予の適用基準と私学の建学の理念などの主義主張の維持の相克を明らかにしている。しかし、この種の問題は、一八九九年以前に設立した私学にとつてはその設立時から直面してきた重要な問題である。すなわち、一八七三年（明治六）の徴兵令施行以降に義務化された兵役とその免除規定に対して私学が採った立場や、これらにより各学校の主義と運営方針が受けた影響をふまえないければ、文部省訓令十二号に対する各学校の配慮の違いが生じた要因が明確にならない。

また、後者の私学における配属将校受け入れによる影響については、配属将校受け入れ後で、日中戦争勃発前後の、陸軍の姿勢が強硬となった時代の先行研究が多い。同志社の場合、一九三五年（昭和一〇）の神棚事件（同志社高等商業学校武道場から神棚を取り下げたことを配属将校が問題視し、介入した事件）、一九三七年（昭和一二）のチャペル籠城事件（配属将校が同志社大学予科の学生を先導し、試験をボイコットさせたとされる事件）などが『同志社百年史』で取り上げられた。<sup>(7)</sup>特に当時の新聞は、神棚事件が第二の「上智大学事件」と騒ぎ立てたという。<sup>(8)</sup>上智大学事件とは、一九三二年（昭和七）に上智大学学生数名が靖国神社での参拝を拒否したことに起因する配属将校引き上げ問題を指す。<sup>(9)</sup>この問題は、私学に対して配属将校が学校に配属される意味と意義、すなわち、配属将校の存在が徴兵猶予の適用の担保であることを知らしめた。こうした先行研究の指摘は事実である。しかし、そもそも配属将校の学校受け入れの根拠である一九二五年（大正一四）公布の「陸軍現役将校学校配属令」の施行規程は、陸軍省と文部省による連名の省令である。つまり、私学の配属将校受け入れへの対応を考える際には、一九二五年以前、特に文部省訓令十二号に対して個別に対応した私学が、徴兵令に対応しながら当時の文部行政下に位置づけられていく過程を抑えておく必要がある。また、同時期に、一九〇三年（明治三

六)の勅令「専門学校令」、一九一九年(大正八)の勅令「大学令」により、勅令に依つた高等教育機關が全国で設置されていく。特定の宗教を主義とする私学も同様である。よつて、私学の高等教育と兵役の關係を考へる際には、それ以前の私学と兵役の關係を抑えておかねば、本質的な問題が見えない。

以上の問題意識から、本稿では同志社を事例として、一八九九年の文部省訓令十二号への対応に至るまでの兵役への対処と、その後、一九二五年の「現役陸軍将校学校配属令」までの文部行政下での同志社の対応を考察する。そして、一九四三年の「在学徵集延期臨時特例」に至るまでの同志社の対応も合わせて確認し、同志社を事例として私学と兵役の沿革史を示すことを試みる。なお、本稿は、ハリス理化学館同志社ギャラリー第十六回企画展の際にまとめた拙論「兵役への同志社の対応に關する一考察」<sup>(1)</sup>を加筆したものである。

## 二、明治期の同志社における徴兵令への対応

本節では同志社英学校が創立した一八七五年(明治八)から一八九九年の文部省訓令十二号発令までを対象とし、次々と改正される徴兵令に対する同志社の対応とその際に焦点となつた問題点を論じる。

### 二一、改正徴兵令と新島襄

周知のように、一八七三年(明治六)徴兵令布告により国民皆兵制度が始まり、兵役が国民の義務となつた。それから二年後の一八七五年、同志社英学校は開校した。開校当初の英学校において徴兵令の影響を受けた記録は管見の限り存在しない。その理由は、当時の英学校在籍期間は五年であるが、十代後半の若者が学ぶ場であり、

徴兵令が徴集対象とする二十歳以上の学生が少なかったためと考えられる。また、最初の徴兵令にはのちに改正される徴兵令と比べると徴兵猶予規定の範囲が広がった。身体的特徴、「一家ノ主人タル者」(第三章第六条)、「嗣子并二承祖ノ孫」(第三章第七条)、「独子独孫」(第三章第八号)、「實質的な「養子」」(第三章第十一号)、「徴兵在役中ノ兄弟タル者」(第三章第十二条)と猶予規定に関する条項が多い。事実、英学校の初期の学生らの中には一時的に姓が変わる学生が散見される。仮に徴集の対象となったとしても、徴集を逃れることは難しくはなかった。

しかし、一八八三年(明治一六)の年末に徴兵令が改正されると状況が一変する。このとき公布された改正徴兵令では、徴兵対象が十七歳へと引き下げられ、先述の適用範囲の広い猶予規定は、身体的特徴からの免除、家督相続者で家督者が六十歳以上の子あるいは孫、もしくは一家の生計を営むことが出来ない疾病などを抱えた家督者の子か孫かに限定された(改正徴兵令第十七条第三項及び第四項)<sup>(12)</sup>。また、小学校以外の官立府県立学校卒業証書を持つ者で兵役に就いている間に衣食住を自己負担する者は三年を一年間に短縮し(第十一条)、技芸に秀でて品行方正でかつ小学校を除く官立府県立学校の歩兵操錬科卒業証書を所持する者は任期を待たずして帰休を命じることがある(第十二条)とされた。さらには、小学校を除く官立府県立学校で一年以上の課程を修了した者には六年間は徴集を猶予するとした(第十九条)<sup>(13)</sup>。加えて、官立大学及びこれに準ずる官立学校の本科生徒にのみ徴集が猶予されることが明記された(第十八条第三項)<sup>(14)</sup>。これにより、官立学校だけでなく府県立学校にまで徴兵猶予の範囲が拡大した。一方で、私学は抽選による徴集のため、対象となる生徒らが徴集対象となる確率は決して高くはなかったが、在籍期間中に安定的に学習の場を提供するためにも徴兵令への対応に向き合う必要に迫られた。同志社も同様であった。

實際に改正徴兵令公布直後の一八八四年（明治一七）の年始から同志社の学内は混乱していた。当時の生徒の一人池袋清風（当時三十六歳のため徴集対象外）の日記には「今歳旦八年内ヨリ徴兵新令ノ騒ニテ生徒多ク帰郷シ、僅ニ遺ルモ今日ノ徴兵令ノ嚴密ナルニ免レ能ハザル二十歳適齡ヲ初メ十七、八、九歳及ヒ二十四五マデモ不安心、例年懇親會等ノ段ニハアラス」とある。こうした状況に対し、同志社の教員らは混乱する学生らを落ち着かせるように働きかけるが、退学や官立及び府県立学校へ転籍する学生が続々と現れたと、池袋の日記にある。こうした事態を受けて、新島襄は一八八四年二月に東京へ赴き、英学校にも猶予規定を適用するよう明治政府の高官に直接訴えた。その際に猶予規定適用の条件として提示した内容が新島による草稿「請願ノ要旨」にある。その内容とは、①私学も一定の基準を満たした場合には官立府県立学校と同様に徴兵猶予を適用すること、②ドイツの例に倣い試験を実施し、及第した場合には徴集期間を一年とすること、③私学にも「操練科」の設置を認めることであつた<sup>16</sup>。ここから、新島が単に同志社への猶予規定適用を要請しただけではなく、英学校のカリキュラムを官立・府県立学校の内容に寄せていくことも提案したことがわかる。

結局、新島は三週間ほど東京で英学校への徴兵猶予の適用を嘆願したが受け入れられることはなかった。池袋の日記によると、京都へ戻つた新島は二月二十二日の朝、生徒や教職員の前で東京での交渉結果を報告した。交渉を通じて新島が理解したことは、頑なに私学に猶予規定適用を反対する者が存在すること、私学の生徒は妄りに民権を唱え、政府を罵倒し、人心を惑わすと見なされていること、私学は政府にとって学則だけでなく何においても無關係の存在と見なされていることなどであつたという<sup>17</sup>。また、新島は、福沢諭吉や中村正直らが徴兵令への対応に苦慮する様を実際に見聞したよう<sup>18</sup>で、なかでも東京専門学校の小野梓に面会した時に、東京専門学校では退学者がいながら同志社はどうかと尋ねられた時に答へに困つたことも述べている<sup>19</sup>。報告の最後に新

島が述べた言葉は「好シ我同志社ハ仮令生徒悉ク去ルモ依然トシテ此相国寺門前ニ建置クベシ」<sup>(19)</sup>であった。この新島の報告からは、明治政府の要人から実質的に門前払いされたこと、そして、先述の提案すら議論にならなかつたことが窺える。結局、新島が一八九〇年（明治二三）に永眠するまでに同志社に徴兵猶予が適用されることはなかつた。その原因について新島は理解していたと考えられるが、次に示すように新島では解決できない問題であつたと考えられる。

## 二―二、同志社が抱えた二つの問題

新島は一八八四年二月に政府から門前払いを受けたが、永眠するまでの六年間にも徴兵猶予適用のために明治政府に働きかけていたと考えられる。具体的な新島の行動記録はないが、京都府を通じて交渉が継続されていたことが残された一点の資料から確認できる。この資料は文部省視学官椿藜一郎が京都府知事北垣国道に宛てた書簡で、京都府専用箋に書き写されている。つまり、京都府の誰かが文部省と京都府知事のやり取りを書き写し、同志社に手渡したことを示唆する資料である。全文は次のとおりである。<sup>(20)</sup>

去ル九月十三日付貴府下私立ノ同志社学院普通学校ヲ官立府県立同等ト認定相成度旨ヲ以テ御具申相成候処所定ノ中学校修理科目ノ義ハ一種ノ宗教ニ涉ラサルモノニシテ該社普通学校学科課程表中修理科目ノ義ハ同一ノモノニ無之且資本金ノ出所保管法等モ明確ナラサル義ニ有之旁願之議詮議相成リ難キ議ニ有之依テ右願者一応御返付ニ及候也

明治二十一年一月一日



## 北垣府知事宛

視学官椿秦一郎

この書簡は、京都府が英学校の後身である普通学校（一八八八年当時は同志社学院普通学部、一八八九年に普通学校へ改称）への徴兵猶予の適用を文部省に陳情した結果の通知である。なお、椿の視学官就任時期と書簡の年代が合わないため、書簡の日付には疑義があるが、書簡の内容は後の同志社の徴兵猶予対策の指針になる。基本的には普通学校には徴兵猶予が適用されない旨を伝える書簡であるが、その理由が二点挙げられている。一つは、普通学校の修身関係科目が特定の宗教に依っていること、もう一つは、学校運営資金の入手方法や保管方法が明確ではないことである。この二つの問題は、既に創設時からたびたび問題となっていた。例えば、同志社とはキリスト教を徳育の基本とする結社であるが、新島が京都府から英学校開校の認可を得るために、校内で聖書を教えないという約束をしたと言われている<sup>22</sup>。また、一八七九年（明治一二）には教員の宣教師 J・D・デイヴィスが修身学で聖書を使用した場面を京都府学務課の査察時に見られ、新島はその弁明を求められた。新島は弁明書を提出し「修身学ニ関スル耶穌之教誨ハ書中多分有之」として、必要に迫られたと説明したが、京都府から書き直しを命じられ、偶然聖書に関する生徒の質問に答えていただけであり、監督者としてデイヴィスに「私ヨリ向後之処精々注意可仕旨申渡置候」として再提出している<sup>23</sup>。一方、学校の運営資金については、一八七八年（明治一一）に寺島宗則外務卿より、同志社を金銭的にも人的にも援助してゐたアメリカン・ボード（American Board of Commissioners for Foreign Missions、海外伝道会社）からの資金援助について問い質されたことがあった。新島は「寄附シタル以上ハ社ノ取り物ニシテ米人ノ私スル所ニナラザルハ論ヲ待ズ」と説明したが、寺島



にどのように受け取られたかの記録はない。このように同志社は創立期からキリスト教主義や外国資本の介入に  
関して官の立場から疑義を呈されてきた。そして、樞の書簡は、明治政府が同志社を問題視する観点が変わって  
いないことを示している。しかし、これらの問題は同志社の教育と経営の根幹に直結する、簡単には解消できな  
い課題であった。

この書簡の日付から一年後、実際には同月の一八八九年（明治二二）一月二十二日、徴兵令が再び改正された。  
同令第二十一条には同令第十一条に掲げた学校に在籍する者は本人が願ひ出ること満二十六歳まで徴集を猶予  
するとある。<sup>25)</sup> 同令十一条に掲げられた学校とは、官立学校（帝国大学選科及小学科を除く）、府県立の師範学校  
及び中学校、「文部大臣ニ於て中学校ノ学科程度ト同等以上ト認めタル学校」、そして「文部大臣ノ認可ヲ経タル  
学則ニ依リ法律学政治学理財学ヲ教授スル私立学校」であった。<sup>26)</sup> この改正により、徴兵猶予の適用範囲が府県  
立学校と文部大臣が適当と認める私学にまで広がる。加えて、一ヶ月後には大日本帝国憲法が公布され、第二十  
条に国民の義務として兵役が明記された。一八九〇年（明治二三）一月に新島が永眠すると、同年十月に「教育  
ニ関スル勅語」渙発、十一月に「大日本帝国憲法」施行と続き、徴兵令第十一条に掲げられた私学に相当するあ  
る種の基準が見えてくるようになる。

こうした状況は同志社の在学生数に多大な影響を及ぼした。徴兵令が改正された一八八九年六月の男子生徒の  
在籍者数は六百九十三人と開校してから十四年間で最大の在籍者数を記録したが、その後は極端な減少傾向とな  
り、十年後の一八九九年（明治三二）の在籍者数は二百五十六人となった。<sup>27)</sup> もはや、徴兵猶予の適用なしには  
学生数の確保が難しい状況であった。なお、一八八九年の在籍者数を上回るのは、一九二二年（明治四五）に「専  
門学校令」によって同志社大学を開校した後である。

以上のような学内外の状況下で、新島の後に続いた同志社の経営者らは、徴兵猶子の適用を受けるために、先述の二つの問題に対して、深謀遠慮の末の決断を敢行することになる。

### 二―三、外国資本との断絶と尋常中学校開校

新島襄の永眠後、跡を継いで第二代社長に就任したのが、同志社英学校第一回卒業生の小崎弘道である。小崎と第三代社長で同じく第一回卒業生の横井時雄が社長を務めた約十年間が、生徒数が激減していく中で、徴兵令への対応、すなわち、二つの問題の対応に苦慮した時期である。なお、徴兵令の対応には、同志社とアメリカン・ボードの間で問題となっていた財産問題及び教育主義の問題と不可避の關係があるが、<sup>(28)</sup>ここでは徴兵令への対応を中心に論じる。

新島の永眠直後から、同志社で教員を務めるボードの宣教師の間には同志社の教育に対する不信が生じていた。その不信の一端を、一八九二年(明治二五)発行の同志社の年報を執筆したデイヴィスが明らかにした。デイヴィスは、年報で、日本人教員増加に伴う道德的雰囲気の低下、安息日の礼拝や祈りの会への出席教員の減少、朝の礼拝に欠席しがちな生徒の道德的雰囲気の低下などを指摘した。<sup>(29)</sup>他にも、在籍学生四百七十二人中クリスチャンは二百八十五人で、全員がクリスチャンである神学校の七十七名を除けば全体で五十二%を少し超える程度であることもあわせて指摘し、学内のクリスト教による道德的感化の低下の原因とした。<sup>(30)</sup>また、一八九三年(明治二六)には、同志社とボードが同志社に關する土地の所有権と財産権の帰属問題について対立するようになる。<sup>(31)</sup>こうした事態を背景に、諸問題の解決のため、ボードの本部は四名の調査委員を一八九五年(明治二八)に同志社へ派遣した。派遣された四名と同志社社員会が教育問題と財産問題について協議するが不調に終わり、

一八九六年（明治二九）四月三十日、社員会はボードの寄付と宣教師を謝絶することを決議する。<sup>(32)</sup> これにより、結果的に同志社と外国資本の関連は断たれ、二つの問題のうちの一つが解消することになった。ただし、ボードとの間に生じた問題は横井の社長辞任まで継続する。

そして、小崎ら社員会はもうひとつの問題を解消するために、ボードとの謝絶と同月、一八九六年四月八日付で新たに同志社尋常中学校を開校し、従来の普通学校を同志社高等普通学校（翌年に高等普通学部と改称され、一九〇四年に「専門学校令」に依って開校した同志社専門学校の母体となる）と改称した。尋常中学校開設はこの二年前から社員会（現在の理事会に相当）で継続審議されていた案件で、一八九五年度の年報『同志社報告』では「従前の予備、普通、両校を改造し尋常中学と高等普通の二校を組織し、尋常中学科は専ら文部省の中学校令に準じて之を編纂し此原案を今回の社員会に提出する事になりたり此改革たる社員諸君の賛成する所とならん事を希望するなり」とある。<sup>(33)</sup> ただし、翌年の年報では「尋常中学の設立願書は四月十八日を以て府廳に出したるも其認可を得たるは実に九月十六日にてありたり」<sup>(34)</sup>とあり、認可前に開校を優先させるほど尋常中学校の開校が急がれていたことが窺われる。しかし、尋常中学校は認可されたが徴兵猶予は適用されなかった。小崎ら社員会は審議と並行して二年にわたり京都府の下問に依って徴兵猶予の適用を受けるため折衝を続け、その記録も残している。その記録からは、尋常中学校が、倫理学の内容、祝祭日の教育内容、教員の免状、そして、式典のあり方を「中学校令」や「教育二関スル勅語」で示される方針に沿うように構想しており、その構想を京都府に返答していたことがわかる。<sup>(35)</sup> しかし、徴兵猶予の適用には至らなかった。なお、明治学院は、尋常中学校設立過程でキリスト教教育を実施しないことを文部省に誓約していたが、<sup>(36)</sup>同志社には現時点でその形跡はない。

小崎は結果的に二つの問題に対処し、形式的には徴兵猶予の適用を受ける素地を作った。しかし、一八九七年

(明治三〇) 四月に小崎は社長を辞任せざるを得なくなつた。その理由は、ボードとの謝絶による学内外の批判や徴兵猶予の適用を受けることができなかったことなどいくつかの理由が指摘されている。<sup>(37)</sup> 結局、徴兵令への対応は、第三代社長となる横井に引き継がれることになる。横井の社長就任は、小崎辞任の翌月である。

## 二一四、同志社通則改正

一八九七年五月に社長に就任した横井は、社員会で徴兵令への対応と同時に一八八八年に制定した同志社通則の改正も実施した。表向きの理由は、民法に基づき同志社を財団法人とするためである。しかし、本音では、財団法人も徴兵猶予の適用も同じ問題が影響するとの横井ら社員会の認識があつたためと考えられる。この通則の改正にあたり、一八九八年(明治三二)二月十七日開催の社員会にて、文部省と折衝する人物に横井を含めた三人が選ばれ<sup>(38)</sup>、六日後の二十三日に開催された社員会で、文部省との折衝の結果を反映した同志社通則改正案が議題に上げられた。文部省からの指摘は、同志社通則第一章第二条及び第六条を削除することであつた。その理由は、第二条が「本社ガ執ル所ノ教育主義ニ関シ世間ニ誤解ヲ喚起スルノ恐レナキ能ハス」ということから、第六条が学校の發展を阻害する可能性があるためであつた。<sup>(39)</sup> 加えて、第一条を「本社ヲ同志社ト称シ知徳並行ノ主義ニ基キ教育ノ業ヲ挙グルヲ以テ目的トス」と文言変更をするようにとも指摘された。<sup>(40)</sup> なお、この時の社員会で徳富猪一郎と文部大臣西園寺公望の徴兵猶予に関する交渉結果も報告されているが記録が残っていない。

さて、ここで問題とされた同志社通則の第一章とは、同志社通則全てに影響を及ぼす綱領と称される条項である。全文は次のとおりである。<sup>(41)</sup>

## 第壹章 綱領

- 第一条 知徳併行ノ主義ニ基キ教育ノ業ヲ挙クルヲ以テ本社ノ目的トス
- 第二条 本社ヲ同志社ト称ス本社ノ設立シタル学校ハ総テ同志社某校ト称シ悉ク本社ノ通則ヲ適用ス
- 第三条 本社ハ基督教ヲ以テ徳育ノ基本トス
- 第四条 京都ヲ以テ本社ノ位置ト定ム
- 第五条 本社ノ維持資本ハ如何ナル場合ニ於テモ之ヲ支費スルヲ許サス
- 第六条 本社ノ綱領ハ不易ノ原則ニシテ決シテ動カス可ラス

同志社通則は四章三十五条から成る、結社としての同志社の規則である。そのうち、同志社通則改正案で提案された削除箇所は第一章の第二条と第六条で、第三条のキリスト教に関わる条項は不問である。つまり、文部省の認識は、財団法人として第三条を設けることは差し支えないが、同志社が運営する学校に第三条が適用されることは、誤解を生じる可能性があり好ましくないということになる。要するに、実質的にも形式的にも尋常中学校にキリスト教が関与しないと示す必要があった。先述の徳富猪一郎の報告はこの内容に類する内容であったと推察される。

この文部省の指摘が反映された同志社通則改正案は二十三日のうちに議決され、最終的には第二条の一部「悉く本社ノ通則ヲ適用ス」と第六条の全てを削除してまとめられた<sup>(43)</sup>。そして、翌月三月十六日、尋常中学校への徴兵猶予の適用が初めて認められた<sup>(44)</sup>。これを予定してか、同月発行の「同志社尋常中学校高等学部入学心得」には、徴兵猶予が適用されたことが明記され、さらに、「尋常中学校と諸官立学校と連絡」という項目が登場し、「本

社尋常中学校は第一、第二、第三、第四、第五高等学校及び高等商業学校商船学校工業学校と連絡を有す依て本校卒業生は無試験若しくは特別試験を以て前期の諸学校に入学する事を得べし」と説明が付された。<sup>(44)</sup>このように徴兵猶予が適用されることは、「中学校令」に基づく学校として正式に認められるだけでなく、文部行政下のより高位の学校が進学先として接続するなど、学校運営を一層安定化することも意味した。

しかし一方で、この時の同志社通則の改正は、横井ら社員会が創立以来結社として同志社が堅持した学内におけるキリスト教のあり方を変更させたことを意味した。そのため、通則の改正は背信行為であると学内外から批判が続出し、なかでもボードは相談なく同志社通則を変更したことは背信行為であり、元の通則に戻さなければ創立以来の寄付金などの返還を求め、訴訟も辞さないという態度で、財産問題に關して強行に交渉してきた。<sup>(45)</sup>横井ら社員会は批判に屈しない態度を示していたが、結局、同年十二月二十八日に総辞職する。そして、一八九九年三月十一日に組織された新しい社員会は、すぐさま通則の削除条項を復活させ、その同志社通則をもとに寄付行為証を作成し、同志社を財団法人化することを決定した。<sup>(46)</sup>その後、三月二十五日に横井が社長を正式に辞任してこの問題は決着した。これより同志社とボードの關係も改善していくことになる。

のちに横井は、一連の事件を説明した冊子『同志社社員総辞職ノ顛末』でこの時に受けた批判の内容や同志社通則の部分削除を行った理由を説明している。なかでも部分削除については「不法行為ニ非サル耳ナラズ教育事業發達ノ為ニ将来ノ利益ヲ謀リタルハ甚ダ適當ノ処置ナリト云ハサル可ラズ」と説明しているが、創立以来の理念の継続を主張する学内外の人々には理解できる理由ではなかった。なお、わずか一年で同志社通則の削除箇所を復活させたにも関わらず、尋常中学校への徴兵猶予の適用は取り消されなかった。日本政府が進めていた条約改正交渉の影響が、その背景として先行研究で指摘されているが<sup>(46)</sup>明確な理由はわからない。同年から始まる内

地雑居による外国からの影響力も考慮されたかもしれない。<sup>29</sup> また、社員会の記録では文部省に徴兵猶予の適用を取り消さないように文部省へ働きかけるような議論の跡が残されているが、効果のほどはわからない。いずれにせよ、横井社長の元で初めて徴兵猶予が適用されることになるが、結果的には結社時の宗教主義の枠組みを崩すことなく、文部省の学校行政の枠組みの中に位置付けられることになる。そして、時間をおかず、徴兵猶予とキリスト教をめぐる再び判断を迫られることになる。文部省訓令十二号への対応である。

## 二一五、文部省訓令十二号への対応

同志社通則の削除箇所復活から五ヶ月後の一八九九年八月三日、勅令「私立学校令」が公布され、同時に文部省訓令十二号「一般ノ教育ヲシテ宗教外ニ特立セシムルノ件」が公布された。「私立学校令」は法的に私学を規定する内容であるが、文部省訓令十二号は「法令ノ規定アル学校ニ於テハ課程外タリトモ宗教上ノ教育ヲ施シ又ハ宗教上ノ儀式ヲ行フコトヲ許ササルヘシ」という法令に拠る私学での宗教上の教育や儀式を禁じる内容であった。これを受けて、同年八月十六日に同志社、明治学院、立教、青山学院、東洋英和学校に名古屋英和学校らの代表者が「キリスト教六小学校内代表者会議」を開き、訓令が憲法違反であること、そして、全会一致でキリスト教主義の堅持を示した共同声明を採択した。<sup>30</sup> その後、各学校は徴兵猶予の適用を考慮して中学校を維持するか、中学校を廃し「中学校令」に基づかない学校を新たに設けるかで判断が分かれた。同志社は後者の立場をとり、翌一九〇〇年（明治三三）三月に中学校（同志社通則削除箇所復活直後の四月に尋常中学校を中学校と改称）を廃し、翌四月に法令に基づかない中学校レベルの学校として同志社普通学校を開校した。<sup>31</sup> さらに、同月、同志社は新民法のもとで財団法人となり、普通学校は「同志社財団法人寄付行為証」第四条「本財団ノ維持スル学校



ハ基督教ヲ以テ德育ノ基本トス」<sup>(33)</sup>に基づく学校となつた。同時に普通学校への徴兵猶予の適用も認められた。<sup>(34)</sup>この背景として先行研究ではキリスト教六学校校内代表者会議や宣教師らが政府要人と徴兵猶予の適用をめぐる交渉したことが指摘されている。<sup>(35)</sup>そのほか、条約改正交渉、内地雜居の実施など、様々な要因が考えられる。

以上、同志社の創立から文部省訓令十二号までの兵役に対する対応を考察してきた。同志社もまた、一八八三年の徴兵令改正以降は、他の私学と同様に徴兵猶予の適用に苦慮する歴史である。同志社は、新島の没後、本格的に徴兵猶予の適用を受けるために、創立以来問題視されていた二つの問題に正面から対応し、ボードという財政基盤を支えた海外伝道会社と決別し、結社とその管理する学校でキリスト教の影響が及ぶ範囲を分けて徴兵猶予の適用を獲得した。学校運営の当事者としては、結社としてキリスト教を堅持したことは実質的にキリスト教を放棄したことになるのではないとの認識であつたが、創立期からのキリスト教のあり方を変える社員会への理解は得られず、大きな内紛となり、当時の社員会が責任を取り総辞職する結果となつた。こうした経緯の直後に文部省訓令十二号が発令され、同志社は法令に基づかない学校を設立し、キリスト教を堅持する選択をする。徴兵猶予に関しては、先述の理由などから適用されることを想定していたかもしれない。しかし、横井社長の時代に接続した文部行政下の高位の学校との接続は断たれることになる。<sup>(36)</sup>直前の内紛を考えれば、他に選択肢はなかつたと考えられる。

### 三、文部行政下における同志社の位置付けと兵役への対応

一八九九年の文部省訓令十二号により、「中学校令」に基づく私学の中学校は宗教主義を廃して文部行政下に

留まるか、勅令に基づかない代替となる学校を新設して主義を貫くかに対応が分かれた。同志社は後者の立場をとり、徴兵猶予も適用され、先述のような立場となる。しかし、一九〇三年（明治三六）公布の「専門学校令」をはじめ、各種勅令及び法令が整備されるにつれ、文部行政下での同志社の立場は変化していく。本節では、明治後期から一九二五年（大正十四）公布の「現役陸軍将校学校配属令」までの勅令や各種法令に対する同志社の対応を考察した後、学徒出陣という事象に至るまでの兵役と私学の対応を概説する。

### 三十一、勅令「専門学校令」と同志社

一九〇〇年四月に開校した普通学校は、その性格上文部行政下の学校とは一線を画する宙に浮いた存在となった。しかし、次々と整備される教育関連の勅令や法令により、その位置付けが変わっていく。その端緒は一九〇三年（明治三六）三月に発せられた「専門学校令」である。この勅令により初めて私学にも法的に根拠付けられる中学校以上の学校の開校が可能となった。また、同月に「専門学校令」第五条第二号に基づき文部省令「専門学校入学検定規程」が定められた。この規程の第八条第一号には「文部大臣ニ於テ専門学校ノ入学ニ関シ中学校若ハ修業年限四箇年ノ高等女学校ノ卒業者ト同等以上ノ学力ヲ有スルモノト指定シタル者」には「専門学校令」に基づく学校への入学試験を認めるとある。<sup>47)</sup>普通学校は三ヶ月後の六月にこの指定を受けた。<sup>48)</sup>これにより、普通学校は再び文部行政下の学校に接続することになる。加えて、同年四月に定められた文部省令「高等学校大学予科入学者選抜試験規程」の第一条に、翌一九〇四年（明治三七）一月に第四項「専門学校ノ入学ニ関シ専門学校入学者検定規程第八条第一号ノ指定ヲ受ケタル学校ヲ卒業シタルコト」が追加されると、先の文部省令「専門学校入学者検定規程」第八条第一号の基づき自動的に普通学校にも官立の高等学校及び大学予科への入学試験受

驗資格が付与された。さらに、一九一〇年（明治四三）五月に文部省令「高等学校大学予科入学者選抜試験無試験規程」が公布され、第二条で無試験資格が明記されると、翌一九一一年（明治四四）四月にはこの規程の第三条の二「前二条ノ規程ハ専門学校入学者檢定規程第八條第一号ノ指定ヲ受ケタル者ノ卒業シタル学校ニ関シ之ヲ準用ス」が追加され、普通学校にも条件を満たせば官立の高等学校への無試験入学の資格が認められた。このように、普通学校は「中学校令」に依拠しない学校であるが、實質的に文部大臣が認める、「中学校令」の基準に相当する学校として文部行政下に位置づけられていった。

また、「専門学校令」は同志社に異なる恩恵をもたらした。同令公布の翌年一九〇四年四月には同令に依拠して同志社神学校と同志社専門学校が開校した。そして、徴兵令第十三条に基づき、専門学校は開校日に、神学校は同年十二月に徴兵猶予が適用されている。<sup>(62)</sup>これらの学校は一九一二年（明治四五）に同令に拠る同志社大学に統合され、この時初めて同志社において大学名を冠した高等教育機関が誕生した。<sup>(63)</sup>この翌年、勅令「文官任用令」が改正され、判任文官となる資格を有する者として、第六条三項に「専門学校令ニ依り法律学、政治学、行政学又ハ経済学ヲ教授スル学校ニ於テ三年ノ課程ヲ履修シ其ノ学校ヲ卒業シタル者」が明記されたことで、私立大学にも卒業後の門戸が広がった。<sup>(64)</sup>また、一九一九年（大正八）には私学にも帝国大学と同じ目的、すなわち「国家ニ須要ナル學術ノ理論及応用ヲ教授シ並其ノ蘊奥ヲ攻究スルヲ以テ目的」とする大学の設立を認める「大学令」が施行された。その翌一九二〇年（大正九）には同令に拠る同志社大学が開校し、以前に開校していた「専門学校令」による大学は一九二二年（大正一一）に専門学校に名称を変更した。<sup>(65)</sup>新たに創設された専門学校は、一九一八年（大正七）の勅令「高等試験令」第七条及び第八条に基づく文部省令「高等試験令第七条及第八条ニ関スル件」に従って、高等学校や大学予科と同程度の学校と指定され、<sup>(67)</sup>以前と同じく判任文官への道が継続さ

れた。

このように、同志社では、「専門学校令」公布以降、宙に浮いていた普通学校は文部行政下の学校との関係性が明確となり、高等教育機関を備えた学園となった。施設としては、二つの学校が増加し、学生数も激増した（一九〇〇年度末在学生数百七十八人、一九二一年度末の在学生数千五百九十八人<sup>(88)</sup>）。そして、新設された高等教育機関は勅令に拠ることから当然徴兵猶予が適用された。こうした流れは当時の私学全体に見られる現象である。裏を返せば、明治期のように、もはや徴兵猶予の適用は特定の基準を満たした学校だけが所有する特典ではなくなっていた。

### 三―二、第二の特典―配属将校の受け入れ申請と入営期間短縮措置

「大学令」による同志社大学が開校した頃の世界情勢は、第一次世界大戦を経て国際連合が組織された直後で、世界は軍縮に向かっていた。日本陸軍も例外ではなく軍縮を考える必要がある、一方で軍縮に伴う現役将校の失業問題と国防能力の底上げも必要であった。また、政府は一九二三年（大正一二）の関東大震災によって巨額の復興費用の捻出が必要で、軍縮を本格的に考える必要があった。そこで、当時陸相であった宇垣一成は学校教育で行われていた兵式体操に着目し、学校での軍事教練実施に着想したといわれている<sup>(89)</sup>。こうした状況を背景に、一九二五年（大正一四）四月十三日に「現役陸軍将校学校配属令」が公布された。

同令ではその第一条で、官立学校は現役陸軍将校の受け入れが必須であること、第二条には、私学は「当該学校ノ申請ニ因リ陸軍現役将校ヲ之ニ配属スルコトヲ得」と記されている<sup>(90)</sup>。同時に発令された文部・陸軍省令「陸軍現役将校学校配属令施行規程」には、私学による配属将校受け入れ、書類作成時の注意事項と徴兵猶予が適用

された学校が申請できること、そして、申請期日が四月三十日までとある。<sup>(7)</sup>ただし、現役陸軍将校の受け入れに際して生じるメリットやデメリットに關する記述は一切ない。そのためか、同志社では対象となった大学、専門学校、中学校は期日までに申請書を提出していない。

その後、勅令公布から約二ヶ月後の六月十二日付で文部省専門学務局長より同志社大学長に宛てて通達「教練ニ關スル協議事項通達ノ件」<sup>(8)</sup>が通知された。この通達によって配属将校を受け入れることによるメリットとデメリットが明らかになった。通達には、「大正十四年四月大学々部ニ在学スル者ニシテ大正十四年七月以後配属将校ニ依リ教練ノ教授ヲ受ケ合格シタルモノハ在營ヲ十月トス」と、卒業後に徵集された場合に陸軍での在營期間が二年から十ヶ月に短縮されることが明示されている。一方で、「大学々部ハ将来第一号又ハ第二号ニ依リ在營ノ短縮ヲ受クルモノナキニ至リタルトキト雖特別ノ事由ナクシテ配属将校ニ依ル教練実施ヲ廢止スルカ如キコトナカルヘシ」とも記されている。つまり、この通知は、配属将校を受け入れれば、国民の義務である兵役の短縮措置を生徒・学生らは享受できるが、一度受け入れた配属将校及び軍事教練は半永久的に継続することを示している。この通達を受けて、六月二十四日付で大学長であり総長（社長から一九一九年に名称変更）であった海老名弾正は、通達の指示に従い四月三十日付で申請書を作成し、京都府を介して文部大臣及び陸軍大臣に配属将校の受け入れを申請した。<sup>(9)</sup>専門学校には七月十三日付で上記通達と同様の内容の通牒「教練実施ニ關スル件」が文部次官より専門学校長でもある海老名弾正宛に通知され、九月十七日付で専門学校も配属将校の受け入れを申請した。<sup>(10)</sup>最終的には、同志社中学（一九一六年普通学校より改称）も配属将校を受け入れたことが、京都の第十六師団が作成した「大正十五年度第十六師管学校教練査閲日割表」<sup>(11)</sup>より確認できる。また、この「日程表」より、真宗観学院、佛教専門学校、京都薬学専門学校、立命館大学、大谷大学予科専門部・大学学部、龍谷大学、臨濟

宗大学、真言宗京都大学といった私立の高等教育機関をはじめ、多くの私立中学校も配属将校を同志社と同時期に受け入れていたことがわかる。

このように、勅令が公布された翌年には、同志社の場合、男子が在籍する同志社内全ての学校が、配属将校の受け入れを完了していた。これ以前の徴兵猶予の適用状況を考慮すれば、配属将校の受け入れは兵役上の新たな特典であり、既に徴兵猶予の適用が学校間で横並びとなっていた状況下では、在営期間短縮の特典が示された段階で拒絶する理由はなかったと考えられる。また、同志社の場合、配属将校の受け入れに慎重を期した様子もなく、社員会の記録にも議論した記録はない。この受け入れの時期が、第一次世界大戦後の反省から世界が軍縮に向かいつつある時期であるため、深刻な事象と受け取られなかったためとも考えられる。また、この時の総長の海老名は、小崎や横井と同じ英学校第一回卒業生である。かつて徴兵猶予の適用のために小崎や横井が兵役へ対応に苦慮したこと、そして、これに伴う内紛の歴史を考慮した可能性もある。いずれにせよ、私学による配属将校の受け入れは、私学の意思表示に因る。同志社の事例からは、配属将校の受け入れが意味した第二の特典としての性格が、私学側がその受け入れを考える際に大きく作用したことが推察される。

### 三―三、兵役法改正と勅令「在学徴集延期臨時特例」

配属将校を受け入れた二年後の一九二七年（昭和二）四月、徴兵令が全面改正され、兵役法が施行される。これに伴い、徴兵猶予の適用根拠は兵役法第四十一条となった。この兵役法施行以降、国際社会における日本の立場が変わっていく。この翌年一九二八年（昭和三）に張作霖爆殺事件が発生し、中国情勢が不安定になるなか、一九三二年（昭和六）満州事変が勃発し、翌一九三三年（昭和七）満州国が成立すると、満州国をめぐって日本

は国際連盟と対立し、一九三三年（昭和八）国際連盟を脱退する。また国内では一九三六年（昭和一一）二・二六事件が発生し、一九三七年（昭和一二）日本軍は中国の盧溝橋にて中国軍と武力衝突した。このように、十年ほどの間に諸外国との關係が悪化し、日中戦争が勃発するなど、配属將校受け入れ時とは全く異なる時代状況となる。そして、政府は一九三九年（昭和一二）三月に兵役法第四十一条を改正し、同条第四項に「戦時又ハ事變ニ際シ特ニ必要アル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ徵集ヲ延期セザルコトヲ得」と文言を追加した。後の徵兵猶予の撤廃、すなわち学徒出陣の根柢作りとなる法改正であった。なお、一九三九年は同志社の教育全般に影響を与えた勅語が発せられた年でもある。同年五月十九日付で「青少年学徒ニ賜ハリタル勅語」が煥発され、同志社ではこの勅語を受けて、勅語の奉読式を毎年実施することを決定し、また、勅語の内容を受けて、斷髮、禁煙、禁酒を生徒指導の三原則とするなど、禁欲や心身の鍛錬の実践、師弟關係の確立を生活指導の基本とする方針を打ち出している。<sup>⑦</sup>教職員についても、教師の人選を厳しくすること、切磋琢磨し學術研究を進め生徒の模範となること、教育勅語を奉戴し学生との接触を密にして学生寮に生徒を増やすことなどが勅語の趣旨を実現する具体案として考えられていた。<sup>⑧</sup>この頃から、学内の雰囲気は戦時下の様相を帯びてきたと考えられる。

そして、政府は、一九三九年の兵役法の改正を布石とし、これ以降は勅令で徵集対象となる人物の対象を広げた。政府は一九四一（昭和一六）十月勅令「大学学部ノ在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ関スル件」を公布し、同時にこの勅令に則し、陸軍・文部省令第二号で学校別の徵集猶予の年齢を引き下げ、文部省令第七十九号で昭和十六年度卒業生の在籍期間を三ヶ月短縮した。<sup>⑨</sup>そして、翌十一月、文部省令八十一号で昭和十七年度卒業生の在籍期間を六ヶ月短縮する。<sup>⑩</sup>いずれも真珠湾攻撃による太平洋戦争勃発直前の処置である。太平洋戦争勃発後も一九四二年（昭和十七）十一月には昭和十八年度卒業生も在籍期間六ヶ月が短縮され、その後も在籍期間短



縮措置が発令される。<sup>(4)</sup> なお、一九二七年の兵役法改正で徴集対象は二十歳以上と改定されており、戦局の推移によって入営対象者を増加させる意図あつたとがわかる。同志社もこれらの勅令や省令に従つて、在籍期間を短縮して学生らを卒業させた。

そして、一九四二年六月のミッドウェー海戦以降、戦局が日に日に悪化するなか、一九四三年（昭和十八）十月二日、「在学徴集延期臨時特例」が公布された。本文には「兵役法第四十一条第四項ノ規程ニ依リ当分ノ内在学ノ自由ニ因ル徴集ノ延期ハ之ヲ行ハズ」とある。<sup>(5)</sup> これにより、一九三九年の兵役法改正により追記された同法第四十一条第四項を根拠に徴兵猶予は喪失し、二十歳以上の学生は即時に徴集対象となつた。これがいわゆる学徒出陣といわれる事象である。兵役に就くことになつた学生らは休学、あるいは退学して陸軍もしくは海軍の各部隊に配属された。この配属に前後して、全国の学校で実施されたのが出陣学徒壮行式である。同志社では一九四三年十一月十五日に出陣学徒壮行式が今出川キャンパス内にあつた運動場で実施され、学校に残る学生の代表が答辞を述べ、大学、専門学校、高等商業学校（一九三一年に専門学校高等商業部が独立した学校）から出陣する学徒の総代が出陣の辞を述べ、その後京都御苑内を行進した。<sup>(6)</sup> そして、この壮行式のあとも二十歳を迎えた学生は徴集対象となり、戦地へ赴いた。

#### 四、おわりに

文部省訓令十二号及び「現役陸軍将校学校配属令」への対応に至る過程を主に考察することで、同志社を事例として明治期から昭和初期にかけての私学と兵役の関係を論じてきた。同志社の場合、キリスト教系の学校であ

り、かつ、ボードから財政援助を受けていた学校でありながら、一方で学校の運営の実権は日本人が握っていたという関係性が、徴兵猶予の適用への対応の際には大きな混乱をもたらした。同志社の経営陣は、徴兵猶予が適用されること、すなわち、勅令により学校の位置付けが規定されることで、文部行政下の学校制度と連結し、生徒・学生らの将来の学習機会が保障されることを重視した。しかし、キリスト教という看板を学校から外すことは、ボードにとっては寄付者に対する背信行為であり、卒業生にとっては主義の喪失であった。結局、この混乱は、訓令への対応後、普通学校開校の際に、結社以来の主義のあり方を保全したままで徴兵猶予が適用されたため、収束に向かった。しかし、普通学校は文部行政下から離れ、その卒業資格の公的保証は喪失する。この同志社の事例のように、私学の主義のあり方だけでなく、明治初期以来整備されてきた文部行政下の学校制度との位置関係は、その後の私学の歴史を考える上で重要な視点と考える。

また、普通学校は、その後公布された勅令や文部省関連の各種法令により、「中学校令」に依らなくとも文部行政下で法的に認められた存在となり、また、同志社は「専門学校令」や「大学令」で高等教育を備えた学園となる。同志社は、訓令への対応以降、キリスト教に抵触しない限りは、勅令や各種法令がもたらす恩恵を甘受していた。このような流れのなかで、「現役陸軍将校学校配属令」による配属将校を受け入れ、同時に陸軍における入営期間短縮措置の特典も獲得した。既に退役将校による軍事教練が実施されていたことが、配属将校を抵抗無く受け入れた可能性もある。また、軍縮に向かう世の中の流れから判断した可能性もある。しかし、配属将校の受け入れは同志社の自発的な意志に基づいており、他の私学においても同様である。ここを出発点として、私学の場合は、配属将校に関わる問題をはじめ戦時下の問題を考察することが重要であろう。

私学の場合、戦時下の研究は戦後から引き継がれた視点から考察されることが多い。その研究を一層深めるた

めに、ひとつの手がかりとして兵役を軸に私学の沿革史をまとめることが有効であると考える。

(注)

- (1) 次第「学徒出陣七十五年シンポジウム・研究報告『慶應義塾と戦争』」
- (2) 西山伸「研究ノート 一九三九年の兵役法改正をめぐって―「学徒出陣」への第一の画期として―」『京都大学文書館研究紀要』第十三号、京都大学文書館、二〇一五年、四三頁、「戦時期における高等教育機関の在学・修業年限短縮について」『京都大学文書館研究紀要』第十五号、京都大学文書館、二〇一七年、一九頁
- (3) 前掲論文以外に、「研究ノート 徴兵猶予停止に関するいくつかの問題について」『京都大学文書館研究紀要』第十四号、京都大学文書館、二〇一六年、「一九四三年夏の大量動員―「学徒出陣」の先駆として―」『京都大学文書館研究紀要』第十六号、京都大学文書館、二〇一八年がある。
- (4) 本稿では私立学校を私学と記す。
- (5) 『明治学院百五十年史』明治学院、二〇一三年、一四〇～一四八頁
- (6) 『同志社百年史』通史編一、同志社、一九七九年、四五九頁
- (7) 『同志社百年史』通史編二、同志社、一九七九年、一〇九七～一一〇二、一一二一～一一三〇頁
- (8) 同右、一一〇一頁
- (9) 『上智大学史資料集』第三集（一九二八～一九四八）、上智学院、一九八五年、七三～一一四頁に詳しい。
- (10) 本稿では、学校の総体を称して同志社を使用する。
- (11) 拙論はハリス理化学館同志社ギャラリー第十六回企画展図録『学徒出陣七十五年 私学と兵役―同志社の学徒出陣』同志社史資料センター、二〇一八年、五～八頁に所収。
- (12) 『改正徴兵令』伊藤書林、一八八三年五～六頁
- (13) 同右、三～四、七頁
- (14) 同右、六頁

私学と兵役の関係に関する一考察―同志社を事例として―

- (15) 池袋清風『池袋清風日記』上巻、同志社社史資料室、一九八五年、九頁
- (16) 新島遺品庫資料「改正徴兵令に関する請願の要旨」(上〇一一五)。なお、資料のタイトルは「請願ノ要旨」とある。新島遺品庫資料についてはホームページ「新島遺品庫資料の紹介」より閲覧可能 (<http://joseph.doshinshac.jp/hinko/html/n02/n02010/n02010055.html>)
- (17) 池袋前掲書、七五頁
- (18) 同右
- (19) 同右
- (20) 新島遺品庫資料「京都府視学官より府知事宛の報告(同志社普通学校の修身科目につき)」(上〇一一五)。
- (21) 資料名にある京都府視学官は文部省視学官の誤り。『官吏進退・明治二十一年官吏進退十四・文部省三』(国立公文書官デジタルアーカイブ掲載)には一八八八年(明治二二)九月二十四日付で椿が文部省視学官に任命されたとあり、書簡の日付の時点で椿は高等師範学校教諭であった。また、普通学校の名称が使用されていることを考慮すると、本書簡は一八八九年(明治二二)に書かれたと考えられる。
- (22) 『同志社百年史』通史編一、八九頁
- (23) 新島襄全集編集委員会編『新島襄全集』第一巻、同朋舎出版、一九八三年、一三―一四頁
- (24) 同右、九頁
- (25) 『官報』第千六百六十七号、内閣官報局、一八八九年一月二十二日、一七一頁
- (26) 同右、一七〇頁
- (27) 『同志社明治三十三年度報告』同志社、一九〇一年、九頁
- (28) 『同志社百年史』通史編一所収の第二部「キリスト教教育の受難」に詳しい。
- (29) *Seventeenth Annual Report of The Doshisha School, 1892, p. 3*
- (30) ditto
- (31) 『同志社百年史』通史編一、四六二―四六九頁
- (32) 同右、四三七―四三八頁

- (33) 『同志社明治廿八年度報告』 同志社、一八九五年、一頁
- (34) 『同志社明治廿九年度報告』 同志社、一八九六年、四頁
- (35) 新島遺品庫資料「答申書・同志社尋常中学校認可に関するもの」(上〇三三五)。本資料は答申の写しである。
- (36) 『明治学院百五十年史』一三八頁
- (37) 『同志社百年史』通史編一、学校法人同志社、四四一～四四四頁
- (38) 『同志社社員会録事』第二巻、一八九六年～一八九九年、同志社社史資料センター所蔵
- (39) 同右
- (40) 同右
- (41) 『同志社明治廿九年度報告』七頁
- (42) 『同志社百年史』通史編一、四四六頁、新島遺品庫資料『同志社社員総辞職ノ顛末』(上〇三六八)、二～三頁
- (43) 『同志社年表(未定稿)』同志社社史史料編纂所、一九七九年、五〇頁
- (44) 『同志社尋常中学校高等学部入学心得』一八九八年三月、同志社社史資料センター所蔵
- (45) 『同志社百年史』通史編一、四七四頁
- (46) 同右、四四九頁
- (47) 『同志社社員総辞職ノ顛末』、六頁
- (48) 『同志社百年史』通史編一、四四九頁
- (49) 同右、四五七～四五八頁
- (50) 『官報』第四千八百二十七号、一八九九年八月三日
- (51) 『明治学院百五十年史』一四二頁
- (52) 文部省訓令十二号への対応、及び普通学校設立の経緯については『同志社百年史』通史編一、四五七～四六一頁に詳しい。
- (53) 『同志社明治三十三年度報告』同志社、一九〇一年、二二頁
- (54) 『同志社年表(未定稿)』、五二頁
- (55) 『明治学院百五十年史』一四三～一四七頁

私学と兵役の關係に関する一考察―同志社を事例として―

- (56) 「同志社普通学校入学心得」一九〇〇年三月発行・一九〇〇年十二月発行、同志社社史資料センター所蔵
- (57) 「官報」第五千九百二十号、一九〇三年三月三十一日
- (58) 「専門学校入学者検定規程第八号ノ指定者調」『官報』第五千九百八十五号、一九〇三年六月十六日
- (59) 「官報」第六千六百六十七号、一九〇四年一月二十五日
- (60) 文部省令第十一号「高等学校大学予科入学者選抜試験無試験規程」『官報』第八千六百六十六号、一九一〇年五月十四日
- (61) 文部省令第二十一号「明治四十三年文部省令第十一号高等学校大学予科入学者選抜試験無試験規程中左ノ通改正ス」『官報』第八千三百五十号、一九一一年四月二十六日
- (62) 「同志社年表（未定稿）」、五五～五六頁
- (63) 同右、六九頁
- (64) 勅令第二百六十一号「文官任用令」『官報』第三百一十号、一九一三年八月一日
- (65) 池田雅則「判任文官たりえる資格―一九一三年改正『文官任用令』までの官吏任用制度―」『教育と社会』研究』第二十五号、一橋大学〈教育と社会〉研究会、二〇一五年、五〇頁
- (66) 同右、九三、九八頁
- (67) 文部省告示第三百十二号『官報』第三千五百四十九号、一九二四年六月二十三日
- (68) 「同志社明治三十三年度報告」同志社、一九〇一年、九頁、『同志社大正十一年度報告』同志社、一九三三年、三四～三五頁
- (69) 安藤忠「国民養育と軍隊―陸軍現役将校学校配属令について―」『教育學雜誌』第十七卷、日本大学教育学会、一九八三年、一三一～一三五頁
- (70) 事務資料 勅令「陸軍現役将校学校配属令」一九二五年四月十三日、同志社社史資料センター所蔵
- (71) 事務資料 文部・陸軍省令「陸軍現役将校学校配属令施行規程」一九二五年四月十三日、同志社社史資料センター所蔵
- (72) 通達「教練ニ関スル協議事項通達ノ件」、一九二五年六月十二日付、同志社社史資料センター所蔵
- (73) 事務資料「進達願控」京都府知事池田宏宛、一九二五年六月二十四日付、同志社社史資料センター所蔵
- (74) 事務資料「教練実施ニ関スル件」一九二五年七月十三日付、事務資料「進達願控」京都府知事池田宏宛、一九二五年九月十七日付及び事務文書「申請書控」陸軍大臣宇垣一成・文部大臣岡田良平宛、一九二五年九月十七日付、同志社社史資料センター所蔵

蔵

- (75) 同志社社史資料センター所蔵
- (76) 法律第一号「兵役法中左ノ通改正ス」『官報』第三千六百五十一号、一九三九年三月九日
- (77) 「同志社新体制学生生活指導要綱草案」一九四〇年九月十一日、同志社社史資料センター所蔵
- (78) 「青少年学徒ニ下シ賜ハリタル勅語ノ聖旨実践具体案」一九三九年六月二十九日、同志社社史資料センター所蔵
- (79) 陸軍文部省令第二号「在学徴集延期期間ノ短縮ニ関スル件」、文部省令第七十九号「大学学部等ノ在学年限ノ昭和十六年度臨時短縮ニ関スル件」『官報』第四千四百三十四号、一九四一年十月十六日
- (80) 文部省令第八十一号「大学学部等ノ在学年限又ハ修行年限ノ昭和十七年度臨時短縮ニ関スル件」『官報』第四千四百四十六号、一九四一年十一月一日
- (81) 文部省令第六十八号「大学学部等ノ在学年限又ハ修行年限ノ昭和十八年度臨時短縮ニ関スル件」『官報』第四千七百六十二号、一九四二年十一月二十五日
- (82) 勅令第七百五十五号「在学徴集延期臨時特例」『官報』第五千十八号、一九四三年十月二日
- (83) 式次第「同志社出陣学徒壮行式」一九四三年十一月十五日、同志社社史資料センター所蔵



